

# 令和4年度通常理事会議事録

公益社団法人 全国市有物件災害共済会



## 公益社団法人全国市有物件災害共済会

### 令和4年度通常理事会議事録

- 1 日 時 令和5年2月1日（水）午後3時00分～3時41分
- 2 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
日本都市センター会館6階 605会議室、各理事市市役所  
副市長室等

次の理事は、Web会議システム（ZOOM）により、次の場所  
所で参加した。

次の場所から参加した。

中村 寧（旭川市秘書課第1応接室）

藤本 章（仙台市秘書課第2応接室）

酒井典久（宇都宮市副市長応接室）

荻原弘次（日野市403会議室）

伊藤純一（新発田市506会議室）

相川一郎（金沢市203会議室）

山下清司（関市副市長室）

杉野みどり（名古屋市副市長室）

生水哲男（倉敷市特別会議室）

加藤昭彦（高松市副市長室）

玉田光彦（宇和島市副市長室）

深水政彦（熊本市副市長室）

- 3 理事総数及び定足数 理事現在数 19名 定足数 10名

- 4 出席理事 15名（以下、敬称略）

相川一郎、伊藤純一、荻原弘次、生水哲男、加藤昭彦、酒井典久、  
杉野みどり、高橋徹（理事長職務代理者）、玉田光彦、中村寧、深水政彦、  
福田紀彦（理事長）、藤本章、三富吉浩（常務理事）、山下清司（五十音順）

- 5 欠席理事 4名

町田隆敏、能代谷潤治、今西正男、光山裕朗（五十音順）

- 6 出席監事 監事現在数 2名

西川敏

（欠席）遠藤幸子

## 7 議題

### 【決議事項】

議案第12号 令和5年度助成対象事業の承認及び協助金の交付額の決定について

議案第13号 令和5年度事業計画書について

議案第14号 令和5年度収支予算書等について

議案第15号 会計処理規程の一部を改正する規程の制定について

議案第16号 職員就業規則の一部を改正する規則の制定について

議案第17号 嘱託職員就業規則の一部を改正する規則の制定について

議案第18号 理事長の利益相反取引に係る承認について

### 【報告事項】

報告第7号 代表理事の職務執行の状況について

報告第8号 中長期経営計画について

## 8 議事の経過の要領及びその結果

### (1) 定足数の確認

議事に先立ち、仙台市担当者からWeb会議システムを通じて藤本章理事が公務都合で出席が遅れる旨発言があり、午後3時01分、Web会議システムに参加した。

その後、福田紀彦理事長（以下「福田理事長」という。）が挨拶を行った。

続いて、議事の開始に先立ち、事務局から定款第33条第1項に基づき、福田理事長が議長に就く旨の説明を行った。

議長は、理事会の開会を宣言し、続いて、定款第34条第1項に規定する理事会の定足数を満たしていることを事務局に確認した。

なお、事務局から、本日やむを得ぬ事情により遠藤幸子監事が欠席となっている旨、また、公務都合で途中退席される理事がいる旨合わせて報告した。

### (2) 議事の審議状況

議長は、議事録について、定款第36条第2項に基づき、出席した代表理事及び監事が記名押印する旨を告げ、議案の審議に入った。

議案の審議については、三冨吉浩常務理事（以下「三冨常務理事」という。）の議案説明後、議長が採決をする形式で行った。

### 【決議事項】

ア 議案第12号「令和5年度助成対象事業の承認及び協助金の交付額の決定について」

議案第12号について、次のとおり説明を行った。

本議案は、「助成規程」第6条に基づき、令和5年度の助成対象事業の承認と協助金の交付額の決定について提案するものである。

1の助成対象となる団体は、申請のあった公益財団法人日本都市センターほか、計3団体であり、2の助成対象事業及び交付額については、記載のとおりである。

協助金総額は、4に記載の通り、前年度の5千6百万円から1千6百万円減の4千万円である。

交付額については、本会の厳しい財務状況を踏まえ、昨年の通常理事会でお示しした「協助金の交付についての基本的考え方」に沿って各団体と調整の上減額を行ったものである。

助成する事業及び団体は、いずれも助成規程に合致するものであり、その事業の重要性や継続性に鑑み、各団体の申請に沿って交付決定することについて、理事会の承認を求めるものである。

なお、5ページから10ページに、各団体からの「交付申請書」の写しを添付している。

審議の結果、議案第12号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

イ 議案第13号「令和5年度事業計画書について」

議案第14号「令和5年度収支予算書等について」

議案第13号及び議案第14号について、次のとおり一括して説明を行った。

(ア) 相互救済事業

令和5年度の分担金収入については、建物総合損害共済で75億円、対前年度比9.86%の増、自動車損害共済では33億円、対前年度比0.67%の増を見込んでいる。

令和5年度も、平成30年度以後の大規模災害に対する災害共済金の支払いが繰り越されているため、事業収支は予断を許さない状況にあるが、速やかに災害共済金を支払い、公有財産の早期復旧に貢献するよう努めていく。

なお、建物総合損害共済における風水雪災及び土砂崩れによる損害に対する災害共済金の取扱は、これらの損害に対する支払限度額が令和5年度も引き続き低い水準となるため、令和4年度と同様に、分割

払いとさせていただきたい。

(イ) 防災に係る調査研究及び普及啓発事業

ごみ処理施設の火災等による災害共済金は、令和元年度から増加傾向にあるため、ごみ処理施設の火災事故防止対策として、令和5年度も、被災を経験していない施設に対しても未然の事故防止の普及啓発を積極的に行っていく。

(ウ) 消防・防災施設整備事業等資金融資事業

令和5年度の融資については、総額約76億円を予定している。

(エ) 防災専門図書館事業

令和5年度は、関東大震災から100年が経過することから、関連する企画展を開催予定である。また引き続き、ぼうさいこくたい、図書館総合展への出展など防災専門図書館の周知のほか、各取組を積極的に行っていく。

(オ) 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業

都市におけるセーフティネットとしての役割を担うため、「都市防災推進セミナー」及び「防災フォーラム」を開催し、動画配信による情報共有も進める。また、議案第12号で説明した助成事業を実施する。

(カ) 日本都市センター会館事業

「ホテル部門」は、コロナ禍の影響により令和2年度から売上が大幅に落ち込んでおり、令和5年度においても、売上は持ち直すものの全体として厳しい状況が見込まれるため、当期経常増減額は、3億7千万円余の減（赤字）を見込んでいる。

なお、政府の観光立国推進の動きを受け、今後のホテルマーケットは好転が予想されており、令和6年度以降は黒字転換するものと予測している。

このような状況の中で、令和5年度の取組として、アフターコロナを見据えて今後の収益確保につながる対策を講じていく。

「ホテル部門」は、運営委託先と協力し、ビジネス需要の確保や全国旅行支援に係る観光需要の取り込み等を進めていく。

「オフィス部門」は、新たに2市の東京事務所が入居したことにより、31室ある貸事務室は満室となった。

(キ) 全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業

「道路賠償責任保険」の取扱業務及び「自動車損害賠償責任保険」の代理店業務について、令和5年度の当期経常増減額を、2,063万9千円の増と見込んでいる。

続いて、議案第14号、令和5年度収支予算書等について、「令和5年度予算書(案)の大要」により、次のとおり説明を行った。

公益目的事業は、上段、経常収益の合計及び経常費用の合計は、同額の167億690万9千円であるため、当期一般正味財産増減は0円となり、公益目的事業の収益の額がその費用の額を超えないという収支相償に適合する。

この公益目的事業に、収益事業及び法人会計の正味財産の増減を加えた法人全体の当期一般正味財産増減は、3億5,489万4千円の減少となる見込みである。これは主に、事業計画で説明したとおり、会館事業でコロナ禍の影響により全体として厳しい状況が見込まれることによるものである。

次に、共済基金分担金の法人会計への充当額は、2億1,714万7千円を見込み、業務方法書の規定に適合する旨を、また、「資金調達、設備投資並びに特定資産(資産取得資金)の積立額の見込み」について説明した。

審議の結果、議案第13号及び議案第14号はいずれも全員が賛成し、原案のとおり可決した。

- ウ 議案第15号「会計処理規程の一部を改正する規程の制定について」  
議案第15号について、次のとおり説明を行った。

取得価額が10万円以上20万円未満の固定資産について、新たに法人税法施行令第133条の2に基づく固定資産の減価償却を行うほか、資金管理の能率的な運営を行うため改正するものであり、施行期日は、令和5年2月1日を予定している。

審議の結果、議案第15号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

- エ 議案第16号「職員就業規則の一部を改正する規則の制定について」  
議案第16号について、次のとおり説明を行った。

本議案は、本会においても国家公務員等の例により、職員の定年年齢を令和5年度から段階的に引き上げることに伴い、職員が60歳に達した日以後の職位の降任いわゆる役職定年を規定するため所要の改正を行う

ものであり、施行期日は、令和5年4月1日を予定している。

審議の結果、議案第16号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

オ 議案第17号「嘱託職員就業規則の一部を改正する規則の制定について」  
議案第17号について、次のとおり説明を行った。

嘱託職員においても、定年年齢を令和5年度から段階的に引き上げることに伴い、職員が60歳に達した日以後の多様な働き方を規定する等のため所要の改正を行うものであり、施行期日は、令和5年4月1日を予定している。

審議の結果、議案第17号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

カ 議案第18号「理事長の利益相反取引に係る承認について」

審議の冒頭、議長は議案第「18」号を「15」と読み違えたが、発意による発言取消しは行わず、議事を続けた。

高橋理事長職務代理者が議長を務め、議案第18号について、次のとおり説明を行った。

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、現在、福田理事長が市長を務められている川崎市と本会との「建物総合損害共済及び自動車損害共済委託契約」並びに「消防・防災施設整備事業等資金融資貸付」について承認を求めるものである。

いずれの取引についても、本会の業務規程及び融資規程に基づき、他団体と同一の条件で契約を行っている。

審議の結果、議案第18号は、決議について特別の利害関係を有する出席理事（福田理事長）を除く他の出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

なお、全ての議決事項の審議終了後、藤本章理事が公務都合のため、午後3時24分にWeb会議システムを退出した。

#### 【報告事項】

ア 報告第7号「代表理事の職務執行の状況について」

代表理事3名の職務執行の状況について、理事会等運営規程に定める別記様式「代表理事の職務執行報告」に基づき、次の事項等について、それぞれ報告を行った。

- (ア) 定款に基づく会議（総会及び理事会）の招集
- (イ) 人事関連

- (ウ) 本会規程及び設置要綱等の一部改正
- (エ) 建物総合損害共済に係る取扱要領の制定
- (オ) 本会取扱要領の制定
- (カ) 建物総合損害共済及び自動車損害共済における高額（1件1,000万円超）な災害共済金の支出決定

#### イ 報告第8号「中長期経営計画について」

報告第8号について、次のとおり報告を行った。

本報告は、昨年2月の通常理事会で策定方針を御報告したのち、学識経験者や共済委託団体の方々から様々な御意見を頂きながら検討を進め、今後10年間の基本戦略の下に、令和5年度から5年間を計画期間とする中長期経営計画をとりまとめたので、153ページの概要版により報告する。

はじめに、概要版表紙のタイトルに「財務の更なる健全化」を掲げ、計画策定の目的を説明している。

2018・19年度の大規模自然災害等により、収支が悪化し赤字が継続しているため、今後も大規模自然災害の発生を想定すると、本会の支払い能力の充実を図る必要があることから、財務の更なる健全化による持続可能な経営基盤の確立に向け、中長期経営計画を策定するものである。

まず、154ページ「1」の収支の悪化について、大規模自然災害の発生に伴い、①は2019年度から3年連続で収支上「赤字」が継続していること、②は支払備金の確保が必要になり、多額の一般正味財産を引き当てたことにより一般正味財産が約200億円の減となったこと、③は損益が大きく落ち込んだこと等を記載している。

次に、「2」のこれまでの対策について、①は先程の支払備金の確保が流動比率の悪化を招いたため、特定資産である消防施設整備等の融資資産のうち、約96億円を流動資産である現金預金に繰り入れ、資金ショートを回避したものであり、②は、雪災・土砂災害のてん補率を合理性の観点から風水災と同様の50%に引下げたもの、③は、来年度から建物共済の分担金基率の総額を約10%引き上げさせて頂き、収支改善を図るものである。

続いて、155ページ「3」残る課題の①について、2022年度は融資資産からの繰り入れにより資金ショートを回避したが、今後も大規模自

然災害が過去と同様の頻度で発生することを想定すると、2044年度には再び資金ショートする可能性があることを示している。

②は、共済金の支払限度額の減少を示すものだが、風水雪災に対する共済金の支払限度額は、一般正味財産の20%としているため、支払限度額は一般正味財産の減少に応じて減少し、2022年度の限度額85億円は、2019年度の共済金支払実績額まで低下している。

③は、近年の自然災害が現在の地区別の枠を超えて全国的に大規模な被災をもたらす傾向にあるため、地区別基率の在り方について検討する必要があること、④は、本会の1級構造の建物の分担金基率が民間損保会社に比べ著しく低廉となっている一方で、損害率は極端に高い状態にあるなど、不合理の是正を図る必要があること等を挙げている。

続いて、156ページ「4」では、財務の更なる健全化による持続可能な経営基盤の確立に向け、今後の資金収支を見通した上で、財務運営の取組目標などの基本的な考え方を示している。

はじめに、(1)では、収益の安定的確保と中長期的な収支均衡を取組目標として、①に記載のとおり、2023年度予算をベースとして、計画期間の最初の3年間については、経営改善の取組に要する費用を計上した「集中取組期間内の資金収支計画」を、その後の7年間については、取組に係る費用や効果を見込まずに「資金収支見通し」を示している。

また、取組の進捗状況や今後の環境変化等に的確に対応するため、2026年度以降に必要な見直しを行うとともに、毎年度の予算において適切に対応していくが、②に記載のとおり、本会の公益目的事業は、今後も10年間、赤字が続く見込みである。そのため、158ページ「5」の今後10年間の基本戦略と取組項目にある、基本戦略1～4に基づく各取組を進める必要がある。

157ページ(2)では、異常危険準備金の所要額の確保と財務の健全化を取組目標とし、①では、本会の支払準備資産は2021年度末時点で約604億円となっており、保有すべき資産の総額に対して約260億円不足しているため、異常危険準備金の所要額を段階的に確保する必要があること、②では、異常危険準備金は貸借対照表上の流動負債に計上しているものの、対応する流動資産が十分でないため、負債に対応した「特定資産化」を早期に実現し今後の災害リスクに備える必要があること、③

では、図表13で示す通り、中央値の平均的な損害を境にして、左側の通常の予測の範囲の損害に対しては、これまでと同様に流動資産や分担金収入によって共済金支出に備えること、曲線右側の、通常の予測の範囲を超える大規模自然災害に対しては、異常損害のてん補に備える仕組みとして、特定資産化などこれまでよりも現実的で重層的なセーフティネット機能が求められることを示している。

なお、図表14はそのイメージ図となるが、図中の赤色の太い破線のように、今後、特定資産として異常危険準備資産を複数年にわたり累積的に積み立て、その確保状況に応じて支払限度額を段階的に引き上げること、加えて、この特定資産が確保される前に資金ショートが発生する事態も想定しておく必要があるため、融資資産の取崩し、あるいは年度内の一時借入れや再保険といった手段も検討していく。

次に、④の約96億円を取り崩した融資資産については、今後、復元することを目指す。

次に、158ページの(3)では、持続可能な経営に繋がる業務の更なる効率化を取組目標とし、人口減少時代を見据え、引き続き本会の使命や役割を確実に果たしていくため、経営資源が大きく制約されることを前提とし、人材育成の強化と働き方改革、より適切な組織体制の構築、業務プロセス改革等を着実に進め、業務の更なる効率化を図っていく。

今後の財務運営の基本的な考え方の総括として、3つの取組目標を踏まえ、その取組を着実に進めるとともに、遅くとも2028年度には、分担金基率を見直す必要があると考えており、本会の支払い能力の充実を図っていく。また、分担金基率を改定する際には、委託団体の理解が得られるよう、あらかじめその規準やスケジュールなどをお示しし、御意見を聴くなど丁寧に説明していく。

続いて、「5」の今後10年間の基本戦略と取組項目では、基本戦略1の「公益目的事業の実施」として7つの取組項目を、基本戦略2の「収益事業の強化とカーボンニュートラルの推進」として3つの取組項目を、基本戦略3の「持続可能な財務基盤の構築」として3つの取組項目を、基本戦略4の「業務の更なる効率化」として4つの取組項目を掲げているが、各取組を目標年度に則して、着実に進めていく。

なお、概要版には記載していないが、計画書本体の第5章では、本計画

の進捗管理はPDCAサイクルを基本とした手法で実施していくこととしている。本計画策定後の実効性を確保し、確実に成果を上げるため、本計画の策定後も、毎年度、取組の進捗状況と成果を確認しながら、主要なものについては理事会や総会などで報告するなど、しっかりと対応していく。

以上をもって議案の審議等を終了し、議長が出席者の発言について確認したところ、発言は無かったので、午後3時41分、議長は閉会を宣言し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和5年2月1日

代表理事 福 田 紀 彦 印

代表理事 高 橋 徹 印

代表理事 三 富 吉 浩 印

監 事 西 川 敏 印